

1 規則の改正理由

家畜伝染病予防法及び家畜伝染病予防法施行令の一部改正に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 家畜伝染病予防法に基づく、指定地域及び指定家畜の指定があったときの指定家畜の所有者に対する殺処分等の命令等の事務処理権限区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
家畜伝染病予防法	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地域及び指定家畜の指定があったときの指定家畜の所有者に対する殺処分の命令</li> </ul>	部長専決
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る市町村長への協力の要請</li> <li>・ 家畜以外の動物に係る家畜伝染病の発生状況等を把握するための検査</li> <li>・ 家畜伝染病にかかった家畜以外の動物がいた場所等の消毒の実施</li> <li>・ 消毒をする場所の付近を通行する者に対するその身体又は車両の消毒の要請</li> <li>・ 家畜伝染病の発生を予防するための通行の制限又は遮断</li> <li>・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者からの定期報告に係る事項の市町村長への通知</li> <li>・ 家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するために必要な指導及び助言</li> <li>・ 家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべき旨の勧告及び命令</li> <li>・ 農林水産大臣が行う判定結果の家畜等の所有者への通知</li> <li>・ 農林水産大臣が行う判定結果が患畜又は疑似患畜である旨の市町村長及び関係都道府県知事への通報</li> <li>・ 指定家畜の所有者に対する殺処分の命令に従わないときの家畜防疫員による指定家畜の殺処分の実施</li> <li>・ 焼却又は埋却の措置に係る農林水産大臣及び市町村長への協力の要請</li> <li>・ 家畜伝染病のまん延を防止するための要消毒倉庫等を消毒すべき旨の命令</li> <li>・ 家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒設備の設置</li> <li>・ 消毒設備を設置する場所の表示</li> </ul>	課長専決
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者からの定期報告の受理</li> <li>・ 患畜等を運送する運送業者からの貨物の終着地を管轄する都道府県知事への届出の受理</li> <li>・ 農林水産大臣が指定する症状を呈している家畜を診断した者からの届出の受理</li> <li>・ 家畜防疫員による要消毒倉庫等の消毒の実施</li> <li>・ 要消毒倉庫等への消毒設備の設置</li> </ul>	家畜保健衛生 所長委任
家畜伝染病予防法施行令	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への協議及び市町村長からの報告の受理</li> </ul>	課長専決

(2) 農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤の使用の許可等の事務処理権限の区分を次のとおり改める。

区 分	決裁権限

家畜伝染病予防法	
・農林水産大臣の指定する動物用生物学的製剤の使用の許可	部長専決
・監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を受けるべき旨の命令 ・監視伝染病の発生の予防に必要な助言及び指導 ・患畜又は疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行の制限又は遮断 ・家畜の殺処分の命令又は家畜防疫員に家畜の殺処分の実施 ・家畜伝染病のまん延を防止するための家畜所有者に対する消毒方法等を実施すべき旨の命令 ・家畜の伝染性疾病を予防するための動物所有者等からの報告の聴取	課長専決
家畜伝染病予防法施行令	
・通行が制限され、又は遮断されるべき場所を管轄する警察署長への通報及び市町村長からの報告の受理	課長専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。